

平成19年度 第2回 石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 平成19年8月2日（木）午後6時00分～

場 所 市役所3階 庁議室

出席者

〔委員〕 向田直範会長、矢吹徹雄副会長、酒井哲夫委員、村上岑子委員

〔事務局〕 吉田総務部長、椿原総務部参事（文書・統計担当）、同担当主査 日向、西澤、

〔説明員〕 鎌田保健福祉部長、福祉生活課主査 村谷、松儀

傍聴者 1名

議 題 【諮 問】「高齢者の健康長寿のための生活状況調査を目的とする個人情報提供」
について（保健福祉部福祉生活課）

配付資料

①会議次第

②諮問書～【諮問書】の（写）と説明資料

③新統計法（官報）

○ 開会

【椿原参事】みなさま、一日のお仕事でお疲れのところご苦労様です。開会の時間前ですが、委員の皆さまが揃いましたので、ただいまより平成19年度第2回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。はじめに、向田会長よりご挨拶申し上げます。

【向田会長】みなさん、今晚は。今日の諮問案件は1件だけですので、効率良く進めたいのでよろしくご協力願います。本日の予定等について事務局からご説明願います。

【椿原参事】本日は、保健福祉部福祉生活課所管の「高齢者の健康長寿のための生活状況調査を目的とする個人情報提供」についての諮問案件1件のご審議を頂きます。また、その他の事項として、統計法の全部改正に伴い個人情報保護条例の一部改正について説明致します。以上、よろしくお願いいたします。

【向田会長】それでは、諮問を受けたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【吉田総務部長】市長、副市長が所用のため不在ですので、代理として諮問書をお渡しいたします。（諮問書の朗読）

石福生第 491 号

平成19年8月2日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

高齢者の健康長寿のための生活状況調査を目的とする個人情報提供について
この調査は、札幌医科大学独自で石狩空知地区（石狩市・江別市・北広島市・岩見沢市・

当別町・栗山町・長沼町） 7 市町に住む対象年齢枠の高齢者で無作為抽出した 3, 5 0 0 名（1 自治体 5 0 0 名）の調査ではあるが、対象者抽出方法などや他の自治体の取扱い、今後の本市の高齢者保健福祉施策への活用などを総合的に考慮し、本市と共同調査を実施することとした。

調査する内容は、本市の高齢期における趣味・嗜好など、現状の生活状況を基礎調査するものであり、また、基礎調査だけではなく、以後 3 年間の追跡調査を行うなど、今後の本市における高齢者保健福祉計画や介護予防事業推進の基礎データとして活用するため、市内に住む 6 5 歳から 8 4 歳までの高齢者 5 0 0 名の情報を提供について、石狩市個人情報保護条例第 1 0 条第 5 号の規定に基づき諮問いたします。

記

1. 個人情報内容

本市の高齢者保健福祉計画や介護予防事業推進の基礎データとして活用するため、市内に住む 6 5 歳から 8 4 歳までの高齢者 5 0 0 名の情報を提供する

1) 情報内容

① 6 5 歳から 8 4 歳までの高齢者、②氏名、③住所、④性別、⑤生年月日

【向田会長】 それでは、事務局からこの諮問内容、資料等についてご説明願います。

【椿原参事】 それでは、事前に資料を送付し、検討をお願いしております資料の確認をいたします。

会議次第、「高齢者の健康長寿のための生活状況調査を目的とする個人情報提供」についての諮問書の写しと資料、今日の追加資料として、統計法改正に伴う官報のコピー、以上の書類です。

諮問内容及び資料説明に入る前に、本日の審議の順番について私からご説明いたします。はじめに、「高齢者の健康長寿のための生活状況調査を目的とする個人情報提供」については、保健福祉部福祉生活課よりご説明いたします。

つぎに、他の事項として、統計法の改正に伴う個人情報保護条例の一部改正について、私からご説明いたします。

【向田会長】 それでは、事務局より諮問内容を説明して下さい。

【村谷主査】 福祉生活課高齢者福祉担当主査の村谷と申します。それでは、私から内容について説明いたします。

本市の高齢者の状況につきましては、本年 4 月 1 日現在で、1 万 2 千人を超え、高齢化率は 1 9 . 8 % となっております。また、家族や世帯構成も大きく変化し、年々、一人暮らしの高齢者世帯や高齢者夫婦世帯などが増加する傾向が表れております。

この調査は、本来、地方独立行政法人札幌医科大学が独自で石狩・空知地区（石狩地区：石狩市・江別市・北広島市・当別町、空知地区：岩見沢市・栗山町・長沼町）の 7 市町に住む対象年齢枠の高齢者を無作為抽出した 3, 5 0 0 名（1 市町 5 0 0 名）の調

査であるが、対象者抽出方法や他の自治体の取扱い、今後の本市の高齢者保健福祉施策への活用などを総合的に判断し、本市と共同で実施することといたしました。

調査の方法であります、始めに無作為に抽出した500名に対し基礎調査及3年間実施する追跡調査の同意書を送付し、同意が得られた高齢者の方へ改めて追跡調査の用紙を発送し、返信用封筒で返送いただくものであります。

調査集計したデータについては、今後の本市における高齢者保健福祉計画及び介護予防事業推進の基礎データとして活用するために、市内に住む65歳から84歳までの高齢者500名の情報提供について、石狩市個人情報保護条例第10条第5号の規定に基づき審議をお願いするものであります。

また、審議を頂きます500名の個人情報については、使用後速やかに破棄などの取扱いについて、確認書等をもって締結する予定であります。

審議をお願いする個人情報としては、65歳から84歳までの高齢者の名前と住所及び生年月日・性別となっておりますので、ご審議を賜りますようお願いいたします。

【向田会長】ありがとうございました。何か質問があれば自由にどうぞ。石狩市での対象者は何人いるんですか。

【村谷主査】市内65歳以上、12,000名位のうち500名を抽出します。

【酒井委員】抽出して500名にするということでしょ。

【村谷主査】同意書と基礎調査を同時に抽出して発送する。

【酒井委員】同意書が10名しか来なければ10名だけで調査を行うのですか。

【村谷主査】はい、そうです。3ヵ年の追加調査は同意を得た方だけ行います。

【向田会長】同意が1名しか来なかったら調査にならないから再度行うということを考えていますか。

【村谷主査】再度の調査をどのような形で実施するか考えていませんが、今後考えます。

【村上委員】諮問内容が条例第10条第5号となっておりますが、第10条第2項で同意を得るか得ないかで実施すれば、個人情報保護条例に触れないで審査会に諮らなくてもいいと思うのですが、それでなく、第5号で求めてきたということは、同意を得る、得ないに関係なく実施するということですか。

【酒井委員】500名の抽出の部分があるので。

【鎌田部長】抽出した500名について、市から実施する札幌医科大学へデータを提出するということで、今回、諮問をしている訳です。

【村上委員】500名分についてデータを出すということですね。

【鎌田部長】はい、そうです。

【村上委員】今回は資料が丁寧に付いていて、じっくり見ました。たいへん良いことだと思いました。個人の情報を統計的に扱うということで、問題が無いと思いますが、質問事項が凄くプライベートのことが多くて、使用に気を付けなければならない内容だと思います。

【矢吹副会長】500名に送付して同意者が1名とかが有り得る、そっちの方が心配です。

【村上委員】他の市町村（7市町村）と足並みは揃っているのですか。状況についてはどこの市町村もこのような流れですか。

【鎌田部長】この調査に協力をするということは、どこの市町村も拒否しているところはないです。取扱いについては、それぞれの市町村の判断ですので、どのような状況なのかは解りません。

【矢吹副会長】協定書（案）に医科大学のアンケート結果（検討結果）を石狩市に提供するということが1つも記入されてないのですが、よろしいのですか。

【村谷主査】追加して記入します。医科大学とは提供についての了解を頂いております。

【向田会長】他に質問は有りませんか。それでは、諮問に対する答申については、審査会では、これを認めるということで宜しいですね。答申の準備が有りますので、その間を使って、先にその他の部分をお願いします。

【椿原参事】この度、統計法の全部改正に伴い、石狩市情報公開・個人情報保護条例 第5章雑則 第35条（他の制度との調整）において、適用除外を既定してしまして、第1号 統計法第2条に規定する指定統計、第2号統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届けられた統計調査、第3号統計報告調整法の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告に係るもの。

これらの項目についての条例改正が必要となります。当条例において、新統計法第2条の（定義）の部分が改正箇所となります。 施行期日については、第2条は交付後6ヶ月、他は2年以内となっておりますので、当条例改正について、10月議会へ提案予定です。条例改正については、当審査会に諮らなければならないのですが、現在、改正案について内部にて調整中ですので、次回の審査会において詳細について報告したいと思います。

【向田会長】統計法の改正により、自動的に改正しなければならない、変更ではなく、形式的に直すのですね。議会後に事後報告がありますか。

【椿原参事】法律の部分が変わったということを受けまして改正する。第1号、第2号の部分が、新統計法の第2条が適用。また、第3号の統計報告調整法が廃止になるということで、内容自体に大幅な変更はなく、条例本体に影響を及ぼすことはありません。できれば、この場で了解して頂ければ、次回の審査会に報告させていただきます。

【向田会長】形式的な改正のために、再度審査会を開催するのも大変なことですし、具体的な案はまだ出来ていないが、法律改正に基づいて自動的に改正して行かなければならないということで、内容には変更はないということなので、よろしいですね。

【向田会長】これを持ちまして、今日の予定は終了しました。その他事務局で何かありますか。

【椿原参事】次回の審査会の予定は、今のところございません。

現審査会委員の方々に継続して委員を受けて頂けるかどうか承諾依頼を所属長及び各委員あてに、7月25日付けで通知いたしておりますので、承諾頂ける場合は、承諾書の提出

をお願いします。任期は20年4月1日から23年3月31日までとなります。
よろしくお願いいたします。

【向田会長】それでは、答申いたします。

平成19年8月2日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 向 田 直 範

平成19年8月2日付石福生第491号をもって諮問のありました、高齢者の健康長寿のための生活状況調査を目的とする個人情報提供について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

【向田会長】それでは、審査会を終了いたします。本日はご苦勞様でした。

平成19年8月20日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 向 田 直 範